

財務省告示第四十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成十五年一月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百四

回）

二 発行の根拠 平成十四年度における財政運営
のたための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十四年法律第
二十号）第二条第一項並びに国
債整理基金特別会計法（明治三
十九年法律第六号）第五条第一
項及び第五条ノ二

三 発行方法

札（以下「価格競争札」とい
う。）による発行（以下「
競争札発行」という。）及び
競争入札と同時に行われる
であつて、価格競争入札にお
いて、定められた利率と
し、決定価格競争入札にお
いて、決定を受けた各申込み
の決定を受け、各申込みの
価格を募入額により加重平均
して得られる価格をその発行
と競争入札による発行（以下「
非競争入札発行」という。）

四 募入決定の

方法

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

入札発行 各申込みのうち応募額を順次割り

口 非競争入 各申込みの応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

十一 初期利子

十二 第二期以後の利子

十三 償還金額

十四 元利支

十五 払込期日

平成十五年七月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年一月二十日及び七月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十七年一月二十日額面金額百円につき百円日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局財務大臣から通知を受けた者

平成十五年一月二十日